

認定登録に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、公益社団法人日本医業経営コンサルタント協会（以下「協会」という。）会員規則第6条に規定する認定登録 医業経営コンサルタントの登録及び登録更新等について、基本的事項を定める。

(登録条件)

第2条 登録条件は、次のとおりとする。

- (1) 二次試験に合格していること
 - (2) 協会会員であること
- 2 過去に退会し、再登録を申請する者の条件は次のとおりとする。
- (1) 退会時に、認定登録 医業経営コンサルタントであること
 - (2) 再登録を申請する者は、退会後3年以内に再入会の承認を受けること
 - (3) 再入会后、1年以内に継続研修を35時間履修すること。ただし、海外研修を除いた所定の研修の受講を必須とする
 - (4) 前号に規定する継続研修を履修後に、第3条に準ずる登録申請の手続をすること
 - (5) 再登録後の登録の更新については、第6条の規定を準用する

(登録)

第3条 二次試験合格者が、認定登録 医業経営コンサルタントとなるには、登録申請書【様式第(登)ー01号】及びその他の必要書類を協会へ提出し、登録料80,000円を納付しなければならない。

2 登録申請は毎年3月並びに9月とし、4月1日又は10月1日を登録日とする。

3 前項の登録者を、医業経営コンサルタント登録簿に登録する。

4 協会は、登録された医業経営コンサルタントに対し、認定登録 医業経営コンサルタント証票及び認定登録 医業経営コンサルタント章を交付する。

(登録の猶予)

第4条 諸般の事情により登録の延期を希望する者は、登録延期申請書【様式第(登)ー02号】を協会に提出しなければならない。なお、登録の延期の期間は、登録予定日（4月1日又は10月1日）から3年を限度とする。

2 前項に規定する期間内に登録申請をしなかった者は、二次試験合格の権利は失効する。

(資質の維持)

第5条 認定登録 医業経営コンサルタントは、協会が定める所定の履修時間の継続研修を受講しなければならない。

(登録の更新)

第6条 認定登録 医業経営コンサルタントは、4月1日を起点（年度の途中で新たに登録をした者にあつては、その翌年の4月1日を起点）として、次項各号に定める登録期間ごとに登録の更新を行うものとする。

2 認定登録 医業経営コンサルタントは、前項に定める起点を経過した後の最初の登録期間を第1回として、登録の更新に必要な継続研修を順次履修しなければならない。登録の更新に必要な継続研修の履修時間は次のとおりとする。

(1) 第1回目

登録期間を3会計年度とし、その間に100時間（新たに登録した日から起点までの履修時間数を含む）

ただし、この履修時間100時間のうち、協会本部及び支部主催の継続研修を30時間以上履修するものとする。また、新入会員研修の受講を必須とする

(2) 第2回目

登録期間を3会計年度とし、その間に100時間。この履修時間100時間のうち、協会本部及び支部主催の継続研修を30時間以上履修するものとする

(3) 第3回目

登録期間を4会計年度とし、その間に100時間。この履修時間100時間のうち、協会本部及び支部主催の継続研修を30時間以上履修するものとする

(4) 第4回目

登録期間を4会計年度とし、その間に80時間。この履修時間80時間のうち、協会本部及び支部主催の継続研修を24時間以上履修するものとする

(5) 第5回目以降

登録期間を4会計年度とし、その間に60時間。この履修時間60時間のうち、協会本部及び支部主催の継続研修を18時間以上とする

ただし、(1)から(5)の各号が適用となるのは、この規程の施行日（平成24年4月1日）以降に認定登録 医業経営コンサルタントである者とする。

なお、上記の者にあつては、機関誌 JA HMC への投稿や継続研修講師の引受けなどにより、医業経営コンサルティング実務に関する専門技術的知識、技能、情報等を協会会員に提供することをはじめ、協会諸事業、支部活動等に協力するものとする。

3 上級ビジネスコース修了者である認定登録 医業経営コンサルタントは、修了を起点（年度の途中で修了したときは、その翌年の4月1日を起点）として、別に定めた登録期間とし、その間の継続研修の履修を免除する。

4 認定登録 医業経営コンサルタントの登録更新に必要な継続研修は、継続研修規程に定めるものとする。

5 第2項各号に定める登録期間内の履修時間は、各年度、平均化するよう履修に努めるものとする。

6 登録更新にあつては、登録期間満了までに登録更新申請書【様式第（登）-05号】を提出し、登録更新料5,000円を納付しなければならない。

(更新の条件不適合)

第7条 前条第2項各号に規定する登録期間内において所定の履修時間に満たない者は、登録更新を認めない。

2 前項の所定の履修時間を満たせず登録更新が認められない者は、登録の更新に必要な履修時間の不足分を次の年度において履修することにより、その翌年度の4月1日付で登録の更新を行う。

3 前項の規定により、1年遅れて登録を更新した者にあつては、前条第2項の規定により、当該登録の更新日から所定の登録期間ごとに更新を行う。

4 所定の履修時間を満たせず登録更新が認められていない者が、連続した4年間を経ても登録更新ができない場合は、登録を停止する。

5 前項の登録を停止された者は、所定の期間内に所定の履修時間を満たし、登録更新料として20,000円を納付し、登録更新申請書【様式第(登)ー05号】を提出することにより、認定登録 医業経営コンサルタントとなる。

(休止期間満了者の履修)

第8条 協会の会員規則第13条に規定する休止期間が満了した者の履修すべき継続研修及び登録更新は、次のとおりとする。

(1) 登録更新に必要な継続研修の履修時間数を登録の有効期間に休止期間を加えた期間内に履修するものとする

(2) 登録更新は4月1日とする

(書類様式)

第9条 この規程に規定する書類等の様式については、認定登録手続書類様式細則を別に定める。

(規程の改廃)

第10条 この規程の改廃は、理事会の議決を経て行うものとする。

附 則

この規程は、公益社団法人日本医業経営コンサルタント協会の設立の登記の日(平成24年4月1日)から施行する。

附 則

この規程は、平成26年10月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成30年1月12日から施行する。